

## 答申第 1 2 2 号

(諮問第 1 4 6 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 5 月 2 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 16 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

日田林工高等学校について、労働安全衛生法の規定に基づいて令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までに事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 5 月 2 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（公開請求に係る期間中は衛生管理者による職場巡視を実施しておらず、当該文書を作成又は取得していないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 12 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は、事業者である

大分県教育委員会教育長又は高等学校の学校長に課されている。

少なくとも毎週1回の頻度の衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているならば、対象文書として、少なくとも4件以上の資料があつてしかなるべきである。

#### **第4 実施機関の弁明の要旨**

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第11条第1項では、週に1回以上の衛生管理者による巡視が規定されているが、日田林工高等学校においては、以前から週に1回以上の衛生管理者による巡視を実施しておらず、本件公開請求の請求内容に係る期間中は全く実施していない状況である。

よって、「日田林工高等学校について、労働安全衛生法の規定に基づいて令和3年10月1日から令和3年10月31日までに事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」については、作成又は取得していないため、不存在により非公開としたものである。

#### **第5 審査請求人の反論の要旨**

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

#### **第6 審査会の判断**

##### **1 本件対象公文書について**

本件対象公文書は、日田林工高等学校（以下「当該高校」という。）について、規則第11条第1項の規定に基づいて令和3年10月1日から同月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

##### **2 公文書不存在による非公開決定の適否について**

規則第11条第1項で、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、当該高校では、衛生管理者2名を選任し、それらの者に衛生委員会の開催並びに職員の定期健康診断及びストレスチェックの実施等をさせるなど、職員の安全衛生、健康管理等を行っているが、以前から週に1回以上の衛生管理者による巡視を実施しておらず、対象期間中は全く実施していない状況であり、そのため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、当該高校において、対象期間中は衛生管理者による巡視を実施していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存

在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月 5日	諮 問
令和4年8月31日	事案審議（令和4年度第4回審査会）
令和4年9月28日	答申決定（令和4年度第5回審査会）

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	